



野原 恵子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



介護保険制度は介護の社会化を目指して平成12年に始

まった。そのためには全国に介護事業所が存在し、必要なサービスを受けられるのが大前提である。今、介護現場はどこも人材不足で十分なサービスが提供できず、経営に困難をきたしている。特に訪問介護事業所はすでにゼロの自治体が存在し徐々に拡大している。

今年4月から介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が約2〜3パーセント減額された。更に物価高騰や光熱費の上昇で費用増も深刻であり、介護事業所の閉所が続く可能性がある。高齢者が安心して暮らし続けられるよう介護保険の国庫負担割合を増やし、介護報酬の引き上げが必要である。

(1)介護報酬改定に対し国に求めていくこと。

①訪問介護基本報酬引き下げの撤回を。

②特定施設における人員配置基準の撤回を。

③補足給付改定の撤回を。

問 高齢者の尊厳が守られる介護保険制度に

答 国の動向を注視しつつ、どのようなことが可能か研究していく

④多床室の室料負担を実施しないこと。

(2)介護報酬改定による影響について

①町内事業所の運営と訪問介護利用者に影響を及ぼしていないか。

②介護職員処遇改善加算が引き上げられたが実施されているか。

町長

(1)①本年3月に開催された国の社会保障審議会介護給付費分科会において、複数の委員から調査を要望する意見が出され、本年度、国は介護報酬改定の効果検証および調査研究に係る調査を実施することとしていることから、国の動向を見守りたいと考えている。

②今回の改定では、特定施設（介護保険法第8条第11項に定める有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）ごとに置くべき看護職員および介護職員の合計数

について、見守り機器等のテクノロジーの活用を要件として、要件

である利用者3人に対し、常勤換算方法で介護等職員が現在の1人から0.9人に柔軟化された。

本町においては札内に1施設の特定施設が設置されているが、人員配置の見直しを行う予定はないと聞いている。

③補足給付は、市町村民税非課税世帯に属する方が施設サービスや短期入所サービスを利用する際に負担限度額を超える費用について、特定入所者介護サービス費として現物給付されるもので、本年8月から居住費の基準費用額が1日当たり60円引き上げられたが、生活保護受給者と世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者である利用者負担第1段階の多床室利用者の利用者負担限度額は引き続き0円となっている。

④多床室の室料負担は、介護医療院と介護老人保健施設のうち定められた要件を満たす場合は、令和7年8月から室料として月額8千円相当を負担することとされた。

本町にある介護老人保健施設は要件を満たさないため対象とはならないが、町外には対象となる施設もあるため、該当する施設の利用者に影響が生じるものの、非課税世帯である利用者負担第1段階から第3段階の世帯については、利用者負担を増加させない措置が取られることとなっている。

(2)①町内6事業所と町外20事業所の訪問介護事業所に対して聞き取りを行ったところ、町内5事業所、町外4事業所の計9事業所から回答があり、具体的には、改定前と同一のサービスを提供しつつも、減収の中、近年の物価高騰により特に燃料費が増加し、事業所としては、現状ではその他の経費節減で対応せざるを得ない状況で、特定事業所加算の取得を検討する事業所もあると聞いている。

②町内の42の介護事業所中、介護職員処遇改善加算の届出がある40の事業所すべてが職員の賃金に反映していることを確認している。

介護報酬の改定により、事業者が厳しい経営状況に置かれていることは認識しているところであるが、国の動向を注視しつつ、町内介護事業者や関係団体、町が連携した中で、どのようなことが可能か研究していく。